

委員会提出第 1 号議案

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

提出者 議会運営委員会委員長 杉 村 康 之

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

府中市議会会議規則（昭和31年9月議会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第15章 省略</p> <p>第16章 補足（<u>第109条の2～第110条</u>）                      （会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。                      （会議時間）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間</u>を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第15章 省略</p> <p>第16章 補足（<u>第110条</u>）                      （会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。                      （会議時間）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p>

は、会議時間を変更することができる。

#### 4 省 略

(休会)

#### 第9条 省 略

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(定足数に関する措置)

#### 第11条 省 略

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

【追 加】

#### 3 省 略

(休会)

#### 第9条 省 略

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会中でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は休会中でも会議を開かなければならない。

(定足数に関する措置)

#### 第11条 省 略

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至つたときは、議長は休憩又は延会を宣告する。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第17条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案で第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行うときは、議長は第23条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第17条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案で第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行うときは、議長は第23条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第27条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第29条 省略

2 省略

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に  
関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条の2(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 省略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

第27条 議員は職員の点呼に応じて、順次投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第29条 省略

2 省略

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

【追加】

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条の2(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 省略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(修正案の説明)

第38条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は修正案の説明をさせる。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 省 略

2 省 略

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条の2 省 略

2 省 略

3 前2項の中間報告があつた事件について、議会が特に緊急を要すると認めるときは、議会において審議することができる。

(発言の許可等)

第44条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言

(修正案の説明)

第38条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わった後、又は委員会の付託を省略したときは、議長は修正案の説明をさせる。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 省 略

2 省 略

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条の2 省 略

2 省 略

3 前2項の中間報告があつた事件について、議会が特に緊急を要すると認めるときは、会議において審議することができる。

(発言の許可等)

第44条 発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言

することができる。

## 2 省 略

(議長の発言討論)

第47条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第48条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めたときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

## 3 省 略

(出席委員に関する措置)

第59条の3 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

することができる。

## 2 省 略

(議長の発言討論)

第47条 議長が議員として発言しようとするときは議席につき発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第48条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めたときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

## 3 省 略

【追 加】

(委員外議員の発言)

第62条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときはその許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(表決問題の宣告)

第71条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(条件の禁止)

第73条 表決には条件を付けることができない。

(委員外議員の発言)

第62条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときはその許否を決める。

【追加】

(表決問題の宣告)

第71条 議長は表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(条件の禁止)

第73条 表決には条件をつけることができない。

(起立による表決)

第74条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員4人以上から異議があるときは、議長は記名又は無記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第75条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 省 略

(選挙規定の準用)

第78条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第30条(選挙結果の報告)第1項及び第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(起立による表決)

第74条 議長が表決をとろうとするときは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員4人以上から異議があるときは、議長は記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第75条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 省 略

(選挙規定の準用)

第78条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力)、第30条(選挙結果の報告)及び第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第80条 省略

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。  
ただし、議長の宣告に対し異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第81条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他適当と認める者の中から、議

(簡易表決)

第80条 省略

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。  
ただし、議長の宣告に対し異議があるときは、議長は起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第81条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他適当と認める者の中から、議会において

会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省 略

(公述人の発言)

第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2～3 省 略

(請願書の記載事項等)

第82条 省 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3～4 省 略

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省 略

(公述人の発言)

第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2～3 省 略

(請願書の記載事項等)

第82条 省 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3～4 省 略

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

【追 加】

(請願の委員会付託)

第83条の2 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 省 略

(紹介議員の委員会出席)

第84条 省 略

2 省 略

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第83条の2 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

3 省 略

(紹介議員の委員会出席)

第84条 省 略

2 省 略

【追 加】

(請願の審査報告)

第85条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により  
議長に報告しなければならない。

(1)～(2) 省略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に  
意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で市長その他の関係機関に  
送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び  
結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、  
その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第86条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係  
機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処  
理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについ  
ては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第87条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必  
要があると認めるものは、請願書の例により処理するものと  
する。

(決定の通知)

第85条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分によ  
り意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)～(2) 省略

【追加】

2 採択すべきものと決定した請願で市長その他の関係執行機  
関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過  
及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについ  
ては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第86条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係  
執行機関に送付しなければならないものはこれを送付し、そ  
の処理の経過及び結果の報告を請求することに決したもの  
についてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第87条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容  
が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものと  
する。

(決定書の交付)

第91条の4 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第98条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮り決める。

(代理弁明)

第100条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第91条の4 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第98条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮り決める。

【追加】

(会議録の記載事項)

第106条 省 略

2 議事は、速記法その他の議長が適当と認める方法によつて記録する。

第16章 省 略

(電子情報処理組織による通知等)

第109条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(会議録の記載事項)

第106条 省 略

2 議事は速記法によつて速記する。

第16章 省 略

【追 加】

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第12条(議案の提出)第3項、第37条(委員長及び少数意見者の報告)第3項、第18条(日程の作成及び配布)、第58条(答弁書の配布)、第83条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第83条の2(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時

【追加】

又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

【追加】

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第109条の3 この規則の規定(第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第78条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記

【追加】

録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

【追加】

付 則

この規則は、公布の日から施行する。